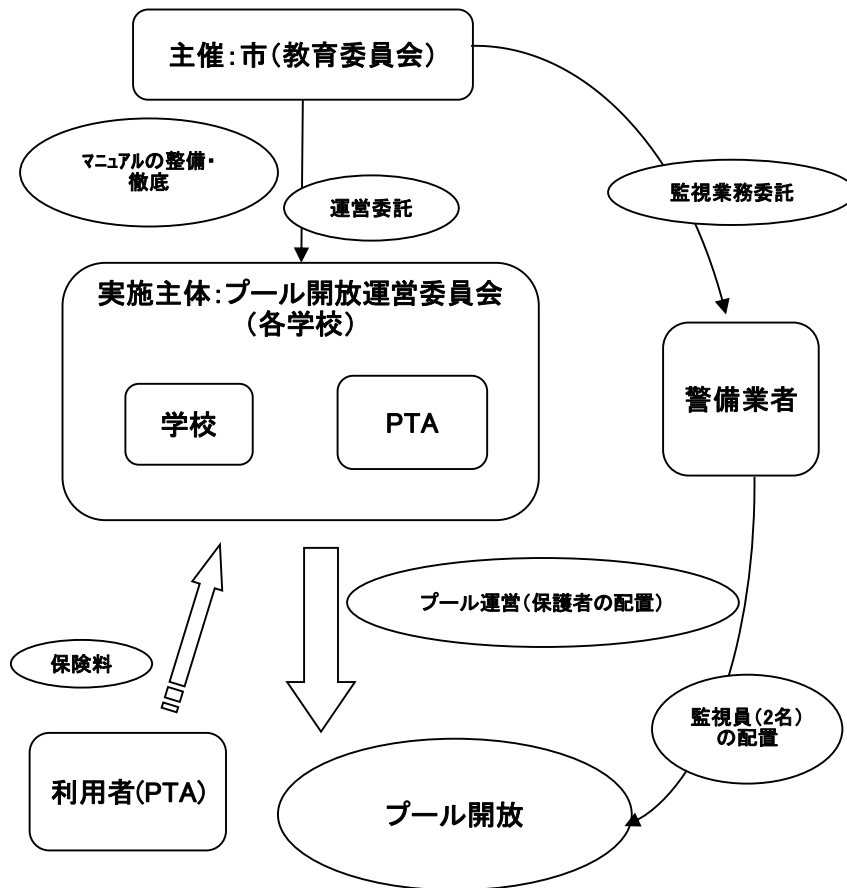


パターン① 市が主催（市がプール開放運営委員会に運営委託）

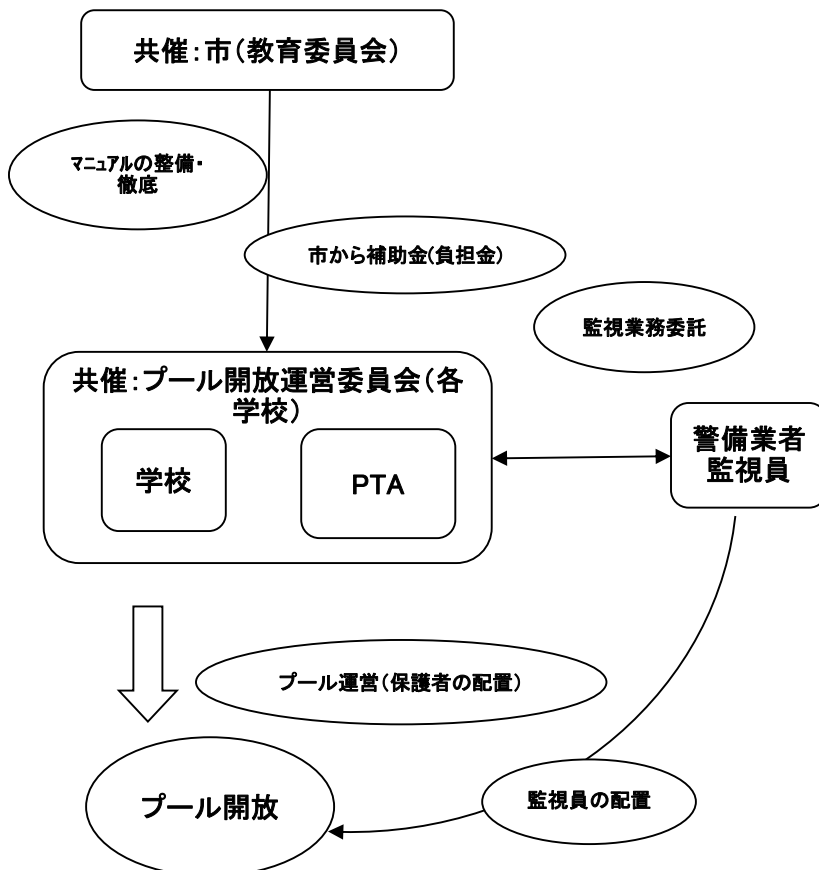


<説明①>

- ・主催は市(教育委員会、以下同じ)であり、責任は市、と明確になる。
 - ・警備業者を市の負担で1校2名、一括委託契約する。
 - ・ただし、約100校が開放する場合、200名必要(前後期に分ければ100名)となり、人員確保面からも10日間の開放が限度であろう。
 - ・実質運営は各学校に設置の運営委員会(学校・PTAで組織)となる。
 - ・運営委員会は、市が提示したマニュアル等の条件に則り運営にあたる。
 - ・監視体制は、警備業者+保護者となる。
 - ・万一の場合の保障・・・P災やPTA団体賠償責任保険は適用されないなので、別途検討が必要であろう。
- ▲開放日数及び開放日が単Pの希望通りにはいかない。

※ ▲:課題・懸念事項等

パターン② 市とプール開放運営委員会の共催（市から運営委員会に負担金交付）



<説明②>

- ・市と運営委員会(学校・PTA)の共催であり、PTAだけの責任とはならない。
 - ・開放日・日数等は各単Pで決め、必要な警備業者あるいはバイト等の監視員も、各単Pごとに委託する。
 - ・ただし、かかった経費の一部を市が補助(負担)する。
 - ・実質運営は各学校に設置の運営委員会(学校・PTAで組織)となる。
 - ・運営委員会は、市が提示したマニュアル等の条件に則り運営にあたる。
 - ・監視体制は、警備業者(監視員)+保護者となる。
 - ・万一の場合の保障・・・P災やPTA団体賠償責任保険は、その責任の度合いに応じて適用される。
- ▲警備業者(監視員)が、各単Pの希望通り確保できるか?

※ ▲:課題・懸念事項等